高田こども家庭相談センター新築等工事基本・実施設計業務
入札説明書

入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記15の(1)に掲げる者に説明を求めることができます。

1 公告日

令和8年11月4日(水)

2 競争入札に付する業務の内容

(1)入札件名

高田こども家庭相談センター新築等工事基本・実施設計業務

(2)委託期間

委託契約日から令和10年7月31日(月)まで

(3)その他

業務の詳細については、高田こども家庭相談センター新築等工事基本・実施設計業務委託特記仕様書(以下「仕様書」といいます。)によります。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

(1)会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(3)平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

(4)次に定める要件を満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。

ア この業務を行う期間中、管理技術者1名及び主任担当技術者(建築(総合)1名、建築(構造)1名、電気設備1名、機械設備1名)を配置できること。(管理技術者及び各主任担当技術者は兼務できないものとする。)

イ 管理技術者については、次の【設計業務】に定められた資格及び実務経験を有する技術者を配置できること。なお、管理技術者及び建築(総合)主任担当技術者にあっては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係(代表者可)にあること。

【設計業務】

管理技術者の資格要件は次による。

・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第1条の2に定める内容に係る5年以上の実務経験を有する者であること。

注1)「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」第16条の定義によります。
注2)「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。

4 入札日程等

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ｱ)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	奈良県こども・女性局こども家庭課 TEL：0570-020-262 （ナビダイヤル・音声アナウンス 2 番） ホームページ https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html
(ｲ)設計図書閲覧	公告の日から令和8年11月11日（水）まで	閲覧場所 奈良市登大路町30番地　奈良県庁　本庁舎1階 奈良県知事公室　県土・施設企画課　事業係 TEL：0742－27－8806（直通） 閲覧時間；9時～16時
(ｳ)入札手続きに関する質問	【入札手続きに関する事項】 令和8年11月13 日(金)17時まで	【入札手続きに関する事項】 送付先メールアドレス kodomo@office.pref.nara.lg.jp 奈良県こども・女性局こども家庭課長あて ※メール本文に質問内容を記載の上、上記送付先メールアドレス宛に送信して下さい。送信後、こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係に電話連絡をお願いします。 TEL：0570-020-262 （ナビダイヤル・音声アナウンス 2 番）
(ｴ)設計図書等に関する質問の受付	令和8年11月13日(金) 10時～11時 電子メールに限ります。	【設計図書等に関する事項】 送付先メールアドレス shisetsu@office.pref.nara.lg.jp 奈良県知事公室県土・施設企画課長あて 質問書（様式S4）を送信後、奈良県知事公室県土・施設企画課事業係に電話連絡をお願います。 TEL:0742－27－8806（直通） 詳細については、現場説明書第2章入札注意事項をご参照ください。
(ｵ)入札参加申込書の提出	令和8年11月13日(金)17時まで	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県こども・女性局こども家庭課長あて

(ｶ)質問に関する回答	令和8年11月18日(水)17時まで	奈良県こども・女性局こども家庭課のホームページに掲載いたします。 ホームページアドレス https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html
(ｷ)入札参加申込書確認通知	令和８年11月18日(水)17時まで(予定)	
(ｸ)技術提案書(自己申告評価点)の提出 ※書留郵便に限る	令和８年11月25日(水)17時まで	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県こども・女性局こども家庭課長あて ※事前に開封しますので、入札書等とは別の封筒で提出してください。
(ｹ)入札書の提出 ※書留郵便に限る	令和8年11月26日(木)17時まで	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県こども・女性局こども家庭課長あて
(ｺ)開札	令和8年11月27日(金)14時	開札場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁(本庁舎)2階 A21 会議室 ※代表者以外が開札に立ち会う場合は、委任状(様式S7)を持参ください。
(ｻ)競争入札参加資格の確認	令和８年12月２日(水)17時まで	15の(1)で示す場所へ持参
(ｼ)技術提案書(事後)の提出	令和８年12月２日(水)17時まで	15の(1)で示す場所へ持参

※　上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」といいます。)及び12時から13時までを除きます。

5　入札参加申込書の作成・提出について

(1)作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

(2)入札参加申込書は様式S0により作成してください。

(3)入札参加申込書については、持参又は書留郵便により提出してください。なお、入札公告第3に記載の期日までに到達したもののみ有効です。

6　技術提案書に関する事項

(1)評価の基準

評価基準及び技術点の配点は、別紙-1「技術提案書に係る評価基準」に記載のとおりとします。

(2)技術提案書(事後)について、業務名が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は失格とします。

7 技術提案書(自己申告評価点)の作成及び記載上の留意事項

(1)作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

(2)技術提案書(自己申告評価点)は様式1－1により作成してください。

(3)その他

ア 提出された技術提案書(自己申告評価点)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書(自己申告評価点)は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書(自己申告評価点)の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

8 技術提案書(事後)の作成及び記載上の留意事項

(1)作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

(2)技術提案書等提出書(事後)は様式1－2により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが確認できるもの(変更がある場合は最終のもの)を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名(フルネーム)等が整合できるものを提出して下さい。(文字等の判読困難である場合又実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります。)

(3)様式1－2の自己申告評価点算出欄に、別紙-1_「技術提案書に係る評価基準」で定める評価基準をもとに自己採点した点数を記載してください。技術点合計の算定は、「技術者資格」「業績実績」「企業成績評定」の評価値を加算してください。

なお、自己申告評価点算出欄の自己申告評価点と入札時に提出した自己申告評価点は、同一の数値としてください。

(4)提出された技術提案書等(事後)を確認した結果、様式1－2の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数に誤りがあった場合については、次のように取り扱います。

ア 点数が過大評価されていた場合は、適切な点数に修正の上、評価します。

イ 点数が過小評価されていた場合は、記載された点数により評価します。(点数の修正は行いません。)

ウ 点数が記載されていない場合(点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。)又は配点欄に設定のない点数が記載されている場合は、当該評価項目における最低の点数に修正の上、評価します。

(5)配置予定技術者の資格等について、様式2、様式3に記載してください。

別紙-1_「技術提案書に係る評価基準」で指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類(資格証の写し等)を添付してください。

なお、様式3については、予定担当技術者を複数名配置する場合、配置予定人数分を提出してください。

(6)企業の業績実績(様式4)

平成 28 年 4 月 1 日以降、本業務の公告日までに完了した別紙-1_「技術提案書に係る評価基準」に記載の同種業務又は類似業務の実績について、次の項目を記載してください。

・業務名
・発注者
・業務概要
・履行期間

記載する件数は2件以内としますが、記載に当たっては実績のある同種業務又は類似

業務のみを記載し、無い場合は空欄にしてください。
また、記載した業務については、履行したことが確認できる資料（契約書の写し、図面（平面図、面積表等）、計画通知書の写し、確認申請書の写し、建築計画概要書の写し、仕様書の写し、成績評定通知書等）を添付してください。

（7）企業成績評定について、別紙-1_「技術提案書に係る評価基準」で指定する完成、引渡が完了した業務（管理技術者を配置した業務であること。）の成績評定点及びその平均点を、様式5に記載してください。
また、各実績には「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。
なお、「単純調査等業務」等は評価の対象外としますが、委託業務等成績評定通知書については全て同一の様式であることから、通知を受けた者が単純調査等業務かどうかを判断できない場合があります。このため、提出された様式の記載内容と奈良県が保有する資料における成績評定点等とが一致しない場合は、落札候補者に対して連絡、確認を行い、必要に応じ様式5及び添付資料の再提出又は追加提出を求める場合があります。この場合において（9）のウの規定は適用しません。

（8）技術提案書（事後）に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。

（9）その他

ア　提出された技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ　提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。

ウ　提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書等（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

9入札の手続

（1）入札書（様式S5）は、**業務委託費内訳書（様式S6）を記載、同封の上、書留郵便により提出してください。**

（2）提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（3）入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（4）入札書の宛先は「奈良県知事　山下　真」としてください。入札書は二重封筒とし、表封筒に「11月27日開札　高田こども家庭相談センター新築等工事基本・実施設計業務　入札書在中」と記載し併せて業者名を記載してください。なお、「入札書在中」は朱書きにしてください。**中封筒に入札書及び業務委託費内訳書を同封し**、直接提出する場合と同様に封筒・封緘等の処理をしてください。奈良県こども・女性局こども家庭課長あての親展として、入札説明書4の（ヶ）で指定する期限までに入札説明書15の（1）で指定する場所へ到着するようにしてください。

（5）技術提案書（自己申告評価点）を書留郵便により提出してください。
なお、自己申告評価点は、技術提案書様式 1－1の自己申告評価点算出欄の自己採点により算出してください。
提出した自己申告評価点を正しい数値と仮定して評価値を算定します。
※事前に開封しますので、入札書等とは別の封筒で提出してください。

（6）入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1)入札公告第2及び入札説明書3に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
(2)技術提案書(事後)が適正でない者の行った入札
(3)競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書(事後)等に虚偽の記載をした者の行った入札
(4)奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
(5)本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2及び入札説明書3に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
(6)業務委託費内訳書が入札書に同封されていない入札
(7)同封された業務委託費内訳書が、当該入札書のものであると確認できない入札
(8)同封された業務委託費内訳書が、入札者のものと確認できない入札
(9)書留郵便でない入札

11 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札公告第7の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者の決定については、一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を通知します。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより競争入札参加資格の確認調査を行う順位(契約優先順位)を決定します。くじを辞退することはできません。

「くじ」を行う場所 奈良県庁(本庁舎)2階 A21 会議室

「くじ」を行う日時 令和8年11月27日(金)14時30分(予定)

「くじ」の実施方法については、以下のとおりとします。

ア 評価値の最も高い者(以下「くじ対象者」といいます。)の入札日(表封筒に印字された郵便局の受付日※1)の早い順に、くじ対象者に対し番号(以下「抽選番号」)を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号※2の下 4 桁の小さいものから順に割り当てるものとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号(以下「くじ番号」といいます。)をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入等の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者数で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を第1落札候補者とします。

エ 第2落札候補者を決める必要がある場合は、第1落札候補者を除いたくじ対象者で同様の手順を繰り返します。第3落札候補者以降についても同様とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

＜例＞

業者名	評価値	入札日※1	書留番号の下4桁	くじ番号	くじ対象者	抽選番号
A社	100	2026.11.19	1234	001	○	1
B社	90	2026.11.20	4567	234	×	
C社	100	2026.11.23	8901	056	○	3
D社	100	2026.11.23	0123	089	○	2

※1　入札日は表封筒に印字された郵便局の受付日を指します。

くじ番号の合計値＝001＋056＋089＝146
くじ対象者数＝3
146÷3＝48余り2　2＋1＝3
第1落札候補者は抽選番号「3」の C 社となります。

第2落札候補者を決める場合は、 ※第2落札候補者抽選　抽選番号　1;A社　 2;D社
（001＋089）÷2＝45余り0　0＋1＝1
第2落札候補者は抽選番号「1」のA社となります。

（3）落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

（4）調査基準比較価格を下回る価格で入札が行われた場合に、低入札価格調査を受ける意思がある入札参加者は、予め、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を提出しなければなりません。なお、低入札価格調査を受ける旨を届け出なかった低価格入札者が失格となります。

（5）調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県地域創造部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を開札日の3日後（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の16時までの間に次の提出先へ持参するとともに、必要に応じて審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。ただし、低入札価格調査は落札候補者のみに対して行うものとします。なお、低入札価格調査を辞退する場合は、辞退届（別記様式2）を開札日の3日後（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の16時までの間に次の提出先に提出しなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地
奈良県こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係（県庁本庁舎 3 階）

（6）奈良県地域創造部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止等を受けることがあります。

12　業務委託費内訳書に関する事項

（1）業務委託費内訳書は、各項目ごとに金額を明示し、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

（2）業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア　業務委託費内訳書を提出しない場合
イ　業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合
ウ　業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合
エ　業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合
オ　その他記載内容に不備がある場合

13 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

(1)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。

(2)調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければなりません。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。

(3)調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、低入札価格調査時の入札価格の業務委託料内訳書と業務完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければなりません。また、再委託先へ不払いがないか、支払期間が不適切でないか等に関しての調査やヒアリングを受けなければなりません。

(4)調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。

(5)調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書(補償関係コンサルタント業務にあっては、業務工程表。以下同じ)の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。

(6)調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、管理技術者を専任で配置しなければなりません。また、開札日の3日後(休日は含まない。)の16時までに管理技術者の専任配置にかかる誓約書(別記様式3)を提出しなければなりません。期日までに誓約書の提出ができなかった場合、契約は締結しないこととといたします。また、契約後に専任配置ができなくなった場合は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止等となる場合があります。なお、専任配置とは、契約締結日から業務完了日までの期間、本業務以外に従事しないことを言います。

(7)調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務期間中、毎月、業務実施状況及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に基づく賃金台帳等を調査職員に報告し、必要に応じて調査職員のヒアリングを受けなければなりません。なお、報告をしない場合又はヒアリングを拒否した場合等は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止等となる場合があります。

(8)調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める業務期間の始期(着手日)が変更となることがあります。

14 競争入札参加資格の確認

(1)競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

対象書類	・競争入札参加資格確認申請書(様式S1) ・配置予定技術者の資格等(様式S2、S3)
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	15の(1)に記載のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2)競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記ア及びイのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式S1）

入札公告第2に掲げる資格があることが判断できる一級建築士事務所の登録の状況を様式S1に記載してください。また、その登録の通知書（又は登録証明書）の写しを添付してください。

イ 配置予定技術者の資格等（様式S2、様式S3）

入札説明書3の（4）競争入札に参加する者に必要な資格に掲げる資格等があることを示す書面を様式S2及び様式S3により作成してください。管理技術者にあっては、一級建築士の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（個人代表者の場合は不要。）を添付してください。また、建築（総合）主任担当技術者にあっては、3か月以上の雇用関係を証明する書類（個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（4）競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録及び入札参加者の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

（5）その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

15 問合せ先

（1）入札手続き等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630－8501 奈良市登大路町30番地

奈良県こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係（県庁本庁舎3階）

ＴＥＬ：0570－020－262（ナビダイヤル・音声アナウンス２番）

ＦＡＸ：0742－27－8107

平 日 ：8時30分から17時15分まで

16 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記①又は②に該当する場合）は、免除します。

①保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

②過去2年間に国又は地方公共団体と本委託事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者

※履行実績の証明については、契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

17 契約書作成の要否等

（1）契約書の作成を要します。

（2）落札決定後、契約締結までの間に、落札者について誓約の内容に違反する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
（3）本件は電子契約の対象となります。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式S8）」を競争入札参加資格確認申請書とあわせて提出してください。

18　契約の不締結

契約締結までに落札者について、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

（1）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
（3）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
（4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
（5）（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（6）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
（7）この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

19　契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合及び契約者が18（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければなりません。なお、18中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

20　技術者の配置

落札者は14の（2）のイに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不適当と認められる場合には、配置予定管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があります。

また調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、配置予定管理技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては、監督職員。以下同じ）の承諾を得る必要があります。配置予定管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。

21 調達手続きの停止等

入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続きについて停止等の措置を行うことがあります。

22 その他

落札者は、落札後速やかに、詳細仕様及び履行方法等について県と事前に十分に打合せをし、その指示に従うこと。